平成２９年（フ）第１１１３号
札幌市白石区川下５条４丁目１番10号　アーバンハウス３―103号
債務者　寺尾由芽子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３２号
札幌市白石区北郷３条３丁目７番７―201号
債務者　木浪　益美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３３号
札幌市中央区南16条西６丁目１番18号　パークサイドシェリー６―505号
債務者　中村　美恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３６号
札幌市白石区南郷通９丁目南６番12号　ノースヴィラ９―302号
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４８号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番３―102号
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５３号
札幌市手稲区稲穂４条４丁目８番23号
債務者　大森　秀子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７０号
札幌市手稲区稲穂１条８丁目１番１号　サンコート星置Ⅱ―203号
債務者　横山　　純
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７５号
札幌市東区北22条東９丁目４番10号　アートハイツ101号
債務者　吉田　優作
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７９号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目３番２―102号
債務者　小野　弥由
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８７号
札幌市西区発寒４条５丁目４番17―303号
債務者　佐々木由美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９４号
札幌市白石区栄通19丁目10番41号　コーポ佐藤７号
債務者　内海　　武
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０７号
札幌市北区新琴似３条12丁目10番19号
債務者　松岡　孝治
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０８号
札幌市西区二十四軒３条５丁目５番12―101号
債務者　加藤　友美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１９号
札幌市白石区栄通７丁目４番26―203号、住民票上の住所札幌市西区西野２条７丁目５番13―102号
債務者　石谷　　亮
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５号
釧路市鳥取北７丁目６番111号　ハイツハピネスＢ館　101号
債務者　寺島　弓子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
山形県酒田市光ケ丘４丁目19番12号
債務者　齋藤　　馨
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第９２号
茨城県土浦市烏山３丁目976番地７
債務者　廣瀬　正之
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係